

○児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第二百十号）に関する資料

改正後

改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び施行規則の例による。</p> <p>第三条 施行規則第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項に規定する申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、世帯の状況及び収入等申告書（別記第二号様式）を添付するものとする。</p> <p>(入所給付決定保護者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第四条 施行規則第二十五条の七第七項に規定する届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>一 施行規則第二十五条の七第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった場合 障害児入所給付費支給申請内容変更届出書（別記第三号様式）</p> <p>二 負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があった場合 障害児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書（別記第四号様式）</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第二号の届出書について準用する。</p> <p>(入所受給者証の再交付の申請)</p> <p>第五条 施行規則第二十五条の七第十項に規定する申請書は、入所受給者証再交付申請書（別記第五号様式）とする。</p> <p>(災害等による障害児入所給付費の特例の認定)</p> <p>第六条 法第二十四条の五の規定による認定を受けようとする入所給付決定保護者は、災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書（別記第六号様式）を児童相談所長に提出するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、法、政令及び施行規則の例による。</p> <p>第三条 施行規則第二十五条の七第一項及び第二十五条の十九第一項に規定する申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書（別記第一号様式）とする。</p> <p>2 前項の申請書には、世帯の状況及び収入等申告書（別記第二号様式）を添付するものとする。</p> <p>(入所給付決定保護者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第四条 施行規則第二十五条の七第七項に規定する届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>一 施行規則第二十五条の七第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった場合 障害児入所給付費支給申請内容変更届出書（別記第三号様式）</p> <p>二 負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があった場合 障害児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書（別記第四号様式）</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第二号の届出書について準用する。</p> <p>(入所受給者証の再交付の申請)</p> <p>第五条 施行規則第二十五条の七第十項に規定する申請書は、入所受給者証再交付申請書（別記第五号様式）とする。</p> <p>(災害等による障害児入所給付費の特例の認定)</p> <p>第六条 法第二十四条の五の規定による認定を受けようとする入所給付決定保護者は、災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書（別記第六号様式）を児童相談所長に提出するものとする。</p>
--	--

(高額障害児入所給付費の支給の申請)
第七条 施行規則第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書(別記第七号様式)とする。

(削る。)

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の申請の再開等の届出)

第八条 (削る。)

法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出は、指定障害児通所支援事業再開届出書(別記第八号様式)により行うものとする。

2 法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書(別記第九号様式)により行うものとする。

(指定障害児入所施設の指定の辞退の届出)

第九条 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退届出書(別記第十号様式)により行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報の提供)
第十条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る施設の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日

- 四 施設種別
- 五 運営規程

六 指定に係る施設の事業所番号

七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(高額障害児入所給付費の支給の申請)
第七条 施行規則第二十五条の十七第一項に規定する申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書(別記第七号様式)とする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請)

第八条 法第二十一条の五の十五第一項及び第二十四条の九第一項の規定による指定の申請並びに法第二十一条の五の十六第一項及び第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設指定(更新)申請書(別記第八号様式)により行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の申請の変更等の届出)

第九条 法第二十一条の五の二十第三項及び第二十四条の十三第三項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設申請事項変更届出書(別記第九号様式)により行うものとする。

2 法第二十一条の五の二十第三項の規定による事業の再開の届出は、指定障害児通所支援事業再開届出書(別記第九号様式の一)により行うものとする。

3 法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書(別記第九号様式の二)により行うものとする。

(指定障害児入所施設の指定の辞退の届出)

第十条 法第二十四条の十四の規定による指定の辞退は、指定障害児入所施設指定辞退届出書(別記第十号様式)により行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報の提供)
第十一条 知事は、市町村その他の機関に対して、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 指定知的障害児施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定に係る施設の名称及び所在地
- 三 指定、指定の変更等の届出の受理又は指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を行った年月日

- 四 施設種別
- 五 運営規程

六 指定に係る施設の事業所番号

七 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(委任)

第十一條 この規則に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(委任)

第十二條 この規則に定めるもののほか、障害児入所給付費等の支給及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(改正後)

(削る。)

(改正前)

第八号様式（第八条）

受付番号	
------	--

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設 指定（更新）申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

◎

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に係る指定（更新）を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

	事業所（施設）所在地市町村番号		
申請者（設置者）	フリガナ 名 称		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区	
	法人である場合その種別		法人所轄庁
	連絡先 電話番号		FAX番号
	代表者の職・氏名・生年月日	職 名 生年月日	フリガナ 氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区	
指定（更新）を受けようとする事業所・施設の種別	フリガナ 名 称		
	施設 の 所 在 地	千葉県 都 市 区	
	施設 種 別	指定（更新）申請する施設の 支援開始年月日	現に受けている指定の有効期間満了日
	同一施設内において行う 事業等の種類	事 業 者 番 号	
	備 考		

備考

- 1 「受付番号」「事業所（施設）所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、申請を行う千葉県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(改正後)

(削る。)

(改正前)

第九号様式（第九条第一項）

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設 申請事項変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号											
名称											
所在地											
支援の種類											
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所（施設）の名称	(変更前)									
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）										
3	申請者（設置者）の名称										
4	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	役員の氏名、生年月日及び住所										
7	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）										
8	医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類（医療型障害児入所施設に限る。）	(変更後)									
9	事業所（施設）の構造概要、平面図及び設備の概要										
10	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
11	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
12	主たる対象者										
13	運営規程										
14	障害児通所給付費等の請求に関する事項										
変更年 月 日		年 月 日									

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

(改正後)

第八号様式（第八条第一項）

指定障害児通所支援事業再開届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり事業の再開をしましたので届け出ます。

	事業所番号													
再開した事業所	名 称												
	所 在 地												
	サービスの種類												
再開した年月日	年 月 日													

備考

- 1 再開した事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。

(改正前)

第九号様式の二（第九条第二項）

指定障害児通所支援事業再開届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者



次のとおり事業の再開をしましたので届け出ます。

	事業所番号													
再開した事業所	名 称												
	所 在 地												
	サービスの種類												
再開した年月日	年 月 日													

備考

- 1 再開した事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。

(改正後)

第九号様式（第八条第二項）

指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり事業の廃止・休止をしますので届け出ます。

	事業所番号													
廃止・休止する事業所	名称													
	所在地													
	サービスの種類													
廃止・休止する年月日	年 月 日													
廃止・休止する理由														
現に指定障害児通所支援を受けている者に対する措置														
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日													

備考 廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。

(改正前)

第九号様式の三（第九条第三項）

指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者



次のとおり事業の廃止・休止をしますので届け出ます。

	事業所番号													
廃止・休止する事業所	名称													
	所在地													
	サービスの種類													
廃止・休止する年月日	年 月 日													
廃止・休止する理由														
現に指定障害児通所支援を受けている者に対する措置														
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日													

備考 廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。

(改正後)

第十号様式 (第九条)

指定障害児入所施設指定辞退届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	名 称 ----- 所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

(改正前)

第十号様式 (第十条)

指定障害児入所施設指定辞退届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者



次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	名 称 ----- 所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。